

日本のひなた宮崎 障スポ 競技用具整備要項

1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎 障スポ(第26回全国障害者スポーツ大会)(以下大会という。)の競技運営に万全を期するとともに、障がい者スポーツの普及・振興に資することを目的とし、大会の開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の区分

(1) この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

区 分		内 容	例 示
競 技 用	備品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く。)	フライングディスクゴール、STT用卓球台等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、石灰、ラインテープ等
運 営 用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以外の もので、競技運営に必要な備品	机、テント、放送器具等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外 のもので、競技運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

(2) この要項で備品とは、形状及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので1品の取得価格又は取得見積価格が5万円以上のものをいう。

(3) この要項で消耗品とは、備品以外のものをいう。

3 競技用具の整備

(1) 競技用具の整備に当たっては、県が競技運営主管団体及び会場地市町村と協議し、決定する。

(2) 競技用具整備計画は、県が競技運営主管団体及び会場地市町村と協議の上、作成する。

(3) 競技用具の整備に当たっては、次の順位により行うものとする。

ア 県、会場地市町村、競技会場、競技運営主管団体等が現有する用具を使用する。

イ 先催県から引き継いだ用具を使用する。

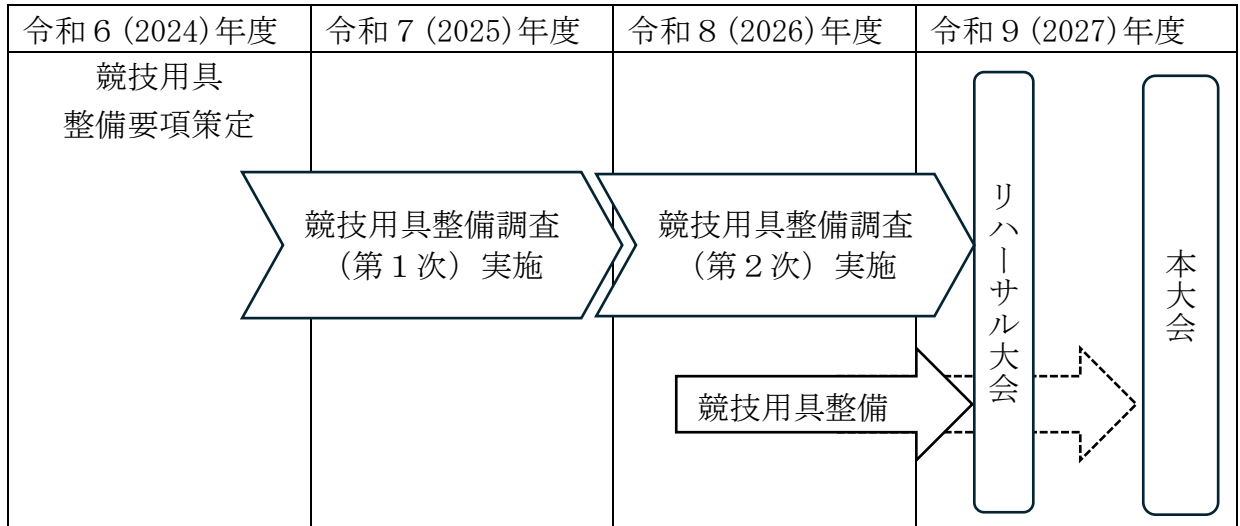
ウ 県内施設、各種団体及び民間業者等から借用する。

エ ア～ウによっても不足するものは、県が購入する。

4 競技用具の転用及び処分

購入した競技用具の転用及び処分等については、大会終了後、購入した者の責任において行う。

5 競技用具整備年次計画



6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県、会場地市町村及び競技運営主管団体等が別途協議するものとする。